

# 株式会社ジモティー 定款

平成23年 2月 9日 作成  
平成23年 2月14日 公証人認証  
平成23年 2月16日 会社設立  
平成23年 4月20日 改訂  
平成23年10月 1日 改訂  
平成26年 3月14日 改訂  
平成26年 4月30日 改訂  
平成27年 2月12日 改訂  
平成27年11月 2日 改訂  
平成28年 6月10日 改訂  
平成28年 6月20日 改訂  
平成29年 3月31日 改訂  
平成31年 3月29日 改訂  
令和元年 8月30日 改訂  
令和2年 3月25日 改訂  
令和4年 3月29日 改訂

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社ジモティーと称し、英文では、Jimoty, Inc. と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットによるホームページの企画、制作及び運営
2. インターネットサービスの企画、設計、開発、運営、販売、販売代理及び提供
3. インターネットサービスの企画、設計、開発、運営、販売、販売代理及び提供に関するコンサルティング業
4. デジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営、販売、販売代理及び提供
5. インターネットを利用した各種情報提供サービス
6. インターネットサービス上での広告の販売及び販売代理
7. コンピュータ、通信システム、その周辺機器、関連機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
8. 通信システムによる情報、画像、楽曲の配信及び販売
9. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
10. 企業買収及び資金調達のアドバイザリー業務
11. 衣料品、装身具、家庭用電気製品等の売買及びその仲介
12. フランチャイズチェーンシステムによる衣料品、装身具、家庭用電気製品等の販売店の経営
13. 広告宣伝の企画、制作、及び広告代理店業
14. キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業
15. 損害保険代理業
16. 電子通信事業法に基づく電気通信事業
17. 通信販売業
18. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的所有権の売買、賃貸借及び管理運用
19. 出版物の企画、制作、販売及び仲介
20. 職業紹介事業、労働者派遣事業
21. 古物売買事業
22. 古物競りあっせん業、インターネットオークション事業
23. 古物市場の運営、オークションの主催
24. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の販売及び修理業務
25. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の買取業務
26. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車及び部品の輸出入に関する業務
27. 損害保険代理店業
28. 生命保険の募集に関する業務
29. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の部品、附属品及び工具の販売
30. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車等のリース、レンタル及びその仲介業
31. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の整備事業及びそのフランチャイズ事業
32. 保証事業
33. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び運送取次業

34. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
35. 貸金業、信用購入あっせん業、割賦販売業
36. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の分割販売
37. 不動産の保有・利用・売買・賃貸及び仲介・斡旋事業
38. 青果物、乾物、缶詰、菓子、酒類、清涼飲料水、その他食品の販売
39. 各種イベントの企画立案、制作、運営
40. 外食事業
41. 乳幼児の保育事業
42. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
43. 前各号に係わる調査、研究及び役務の提供等
44. 前各号に係わる書籍、関連商品の販売
45. 上記各号に附帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都品川区に置く。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

### 第7条 (基準日)

1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第8条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第9条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第10条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第12条（株式取扱規定）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第14条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第17条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（員数）

当社の取締役は、6名以内とする。

#### 第19条（選任及び解任方法）

1. 取締役の選任及び解任は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第20条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第25条（取締役会の決議省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### **第26条（取締役会規程）**

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### **第27条（報酬等）**

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### **第28条（取締役の責任免除）**

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### **第5章 監査役および監査役会**

#### **第29条（監査役の設定等）**

当社の監査役は、3名以内とする。

#### **第30条（選任方法）**

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### **第31条（任期）**

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### **第32条（常勤の監査役）**

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### **第33条（監査役会の招集通知）**

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### **第34条（監査役会の決議）**

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

#### **第35条（監査役会規程）**

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第37条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第38条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第39条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

### 第40条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### 第41条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第42条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

### 第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。